

# 店

平成 14 年 6 月 18 日

株式会社エーティーエルシステムズ

代表取締役社長 内藤 治生

( 店頭登録銘柄・コード 4663 )

( <http://www.atl-systems.co.jp> )

お問合せ先

取締役管理部長 河西 健太郎

055-220-6456 (代表)

各 位

## ストック・オプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成 14 年 6 月 18 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおり、ストック・オプションのために、株主以外のものに対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 14 年 7 月 20 日開催予定の当社第 11 回定時株主総会に提案することを議決いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. スtock・オプションのために、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

株主価値を意識した経営の推進を図るとともに当社の業績向上に対する意欲・士気を一層高めることを目的として、下記に記載のとおり、当社取締役及び従業員に対し新株予約権を発行する。なお、ストック・オプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込みをすべき金額は下記要領に定めるとおり時価を基準とした価格としている。

### 2. 新株予約権割当の対象者

平成 14 年 7 月 20 日開催予定の当社第 11 回定時株主総会終結時に在任又は在職する取締役及び従業員に対し、新株予約権 214 個を割り当てるものとする。

### 3. 新株予約権発行の要領

#### ( 1 ) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 214 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

#### ( 2 ) 発行する新株予約権の総数

214 個 ( 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1 株。ただし、( 1 ) に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数について同様の調整を行う。 ) を上限とする。

#### ( 3 ) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

#### ( 4 ) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の発行日の属する月の前月の各日 ( 取引が成立しない日を除く ) の日本証券業協会が公表する当社普通株式の午後 3 時現在における直近の売買価格 ( 以下、最終価格という ) の平均

値に1.025を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の最終価格(当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格)を下回る場合は、新株予約権発行日の最終価格とする。

なお、新株予約権発行日以降、当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により発行価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が、時価を下回る価格で新株を発行する場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

平成16年8月1日から平成21年7月31日まで

(6) 新株予約権の行使条件

対象者は、新株予約権の行使時においても当社取締役又は従業員であることを要する。

新株予約権の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。

その他の権利行使条件は、平成14年7月20日開催予定の当社第11回定時株主総会の決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却の事由及び条件

当社は、次の事由が生じたときは、本新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が上記(6)により本新株予約権を行使できなくなったとき

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき

当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約書または株式移転に関する事項が株主総会で承認されたとき

(8) 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注)

上記の内容については、平成14年7月20日開催予定の当社第11回定時株主総会において、「ストック・オプションのために、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上